

【②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

法 ※1	政令 第7条第2 項	危険物の種類		数量
第14条 第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン以上
			爆薬	5トン以上
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個以上
			銃用雷管	500万個以上
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個以上
			導爆線又は導火線	500キロメートル以上
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン以上
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量以上
	第2号	石油類	消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量以上
	第3号		危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類	30トン以上
	第4号		危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル以上
	第5号		マッチ	300マッチトン※2以上
	第6号		可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)	2万立方メートル以上
第7号		圧縮ガス	20万立方メートル以上	
第8号		液化ガス	2,000トン以上	
第9号		毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物	20トン以上	
第10号		毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	200トン以上	

※1 耐震改修促進法

※2 マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200個、約120kg。